

# 中富良野町 第8期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

【概要版】

中富良野町  
令和3年3月

# 01 計画の概要

## 1 | 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

	法令の根拠	計画の内容
市町村老人福祉計画	老人福祉法第20条の8	高齢者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画であり、高齢者の福祉に関わる総合的な計画
介護保険事業計画	介護保険法第117条	適正な介護サービスの実施量及び地域支援事業に関する事業量等を見込むとともに、それに基づく介護保険料を算定する計画

## 2 | 計画の期間

計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。団塊の世代すべての人が75歳以上の高齢者となる令和7（2025）年、さらに、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、中長期的な視点から施策の展開を図ります。

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
高齢者保健 福祉計画・ 介護保険事 業計画	第7期								
				第8期（本計画）			→	2025	
							第9期		

>>> 2040

### 3 | 計画の基本理念

「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025）年を見据えつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた「地域包括ケア推進プラン」として位置づけて、地域の人材や社会資源を最大限活用する地域の将来の姿を踏まえたまちづくりを目標に、各種の施策・事業を行ってきました。

今後ますます高齢化が進行する一方で高齢者数は減少局面にあり、後期高齢者の増加が見込まれる中、高齢者の生活意識やニーズの多様化、さらには、認知症高齢者が増加していくことが予想されています。このため、より一層、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、認知症対策に確実に取り組み、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供される必要があります。

本計画では、これらの状況を踏まえるとともに、団塊ジュニア世代が高齢者になり始める令和22（2040）年を見据えて段階的に取組を進めていくため、これまでの理念「すこやかなかふらの－生涯元気で安心できるまちづくり－」を継承し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けられる高齢社会の実現を目指します。

## 基本理念

すこやかなかふらの  
－生涯元気で安心できるまちづくり－

## 4 | 地域包括ケアの将来像（令和7年度）

本町では、長期的な人口動向等を踏まえつつ、次のような高齢者介護の将来像を描くこととします。

### 地域包括ケアの将来像

- ◇多くの高齢者が自ら健康づくりや介護予防に取り組んでいます。
- ◇介護を必要とする高齢者の多くが、住み慣れた地域・日常生活圏域において、身近な地域の様々な生活支援・介護予防サービスや在宅を中心とする介護サービスを利用しながら、安心して暮らしています。
- ◇要介護度が重度な高齢者などが、それぞれの必要と状況に応じて、希望する施設などにおいて満足のいくサービスを受けています。
- ◇すべての町民が高齢者福祉や介護に関心を持ち、地域の関係団体・事業所や町と協働しながら、高齢者誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる仕組み（地域包括ケアシステム）の充実に取り組んでいます。

## 5 | 日常生活圏域の設定

「市町村介護保険事業計画」においては、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるようにするために、市町村内を1つ、又は複数に区分した「日常生活圏域」を設定し、同圏域を基本的な枠組みとして地域密着型サービスの提供体制を整えていくこととなります。

日常生活圏域の設定について、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案した結果、第7期計画と同一区域で1つとし、どの地域でも均等で一貫性のあるサービスの提供を目指します。

# 02

## 基本目標と施策の展開

基本理念である「すこやかなかふらの－生涯元気で安心できるまちづくり－」の実現に向け、計画期間の3年間で実現すべきこととして、次の5項目を基本目標として、総合的に推進します。

### 基本目標1 生涯元気を保つまちづくり

平均寿命の延伸に伴い、健康寿命の延伸が注目される中、高齢になっても可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、また、孤立することのないよう社会参加など地域との関わりを保ちながら暮らせるよう、要介護状態又は要支援状態、認知症となることの予防に留意しつつ、関係機関等と連携のもと、高齢者保健事業と介護予防の一体的な取組や、認知症施策推進大綱を踏まえた取組により、自立支援・介護予防・重度化防止、認知症施策を推進します。

### 基本目標2 共に支え合うまちづくり

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係ではなく、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創る「地域共生社会」の実現を図ります。

### 基本目標3 生きがいと社会参加のまちづくり

一億総活躍社会づくりが進められる中、元気高齢者のみならず、要介護状態等になっても、潤いのある生活を送れる地域づくり等を進めるため、誰もが活躍できる、全員参加型の地域の実現を目指します。

### 基本目標4 安全で安心して生活できるまちづくり

単身又は夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、多様化する高齢者ニーズへの対応や災害や犯罪被害から守るべく、居住環境や交通、住宅の整備及び交通安全、防犯、防災対策など、高齢者やその家族が地域において安全・安心に日常生活を営むことが環境づくりを推進します。

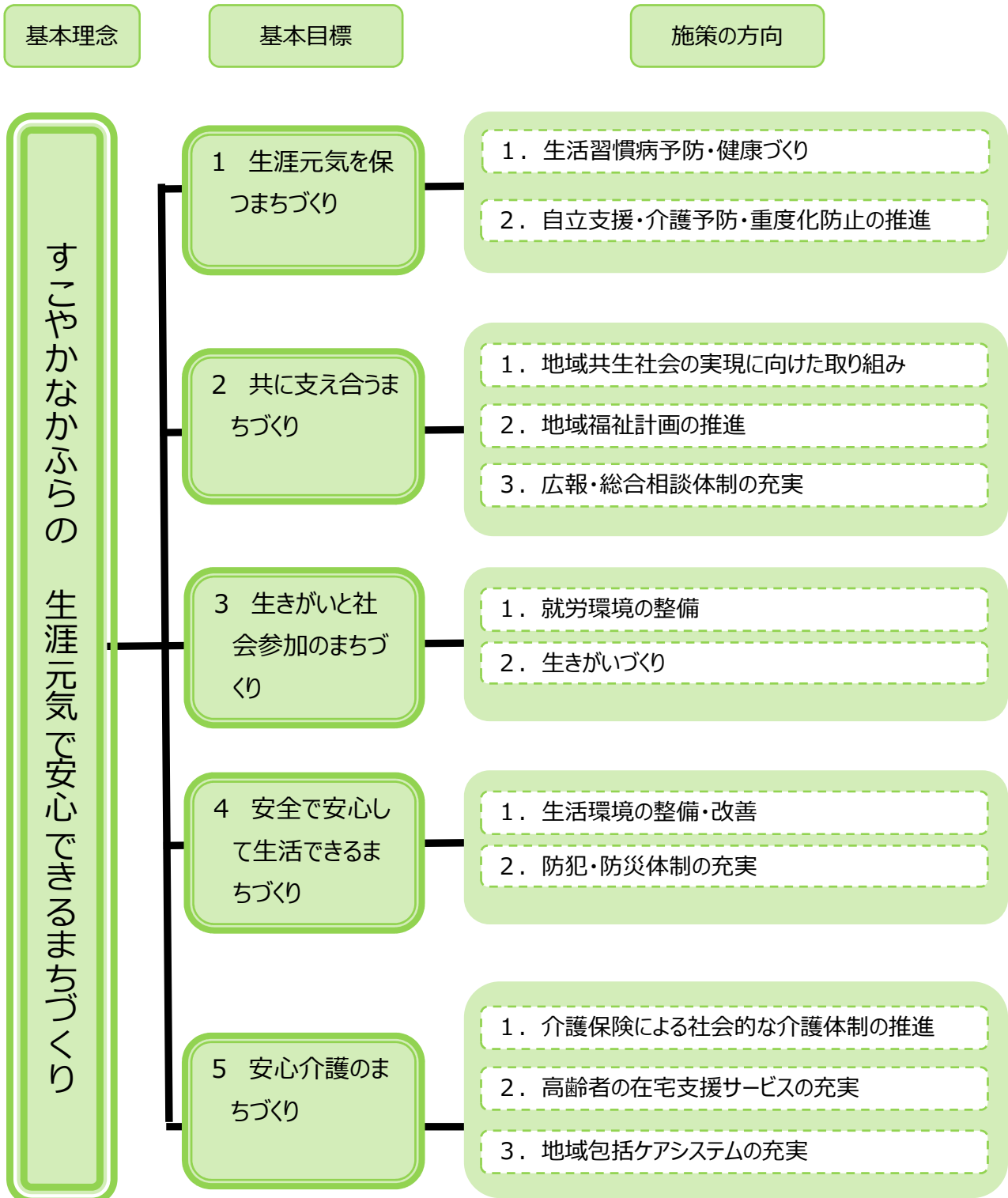
### 基本目標5 安心介護のまちづくり

高齢者が住み慣れた地域社会で安心して生きがいのある生活を送るために、地域における高齢者の生活を支える介護、医療、住まい等の総合的な地域包括ケアシステムの深化、推進を目指します。

また、要介護状態になっても、必要に応じて適切な介護サービスを利用し、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度の円滑かつ適正な運営を行います。

### 3 | 施策体系

本計画においては、基本理念に基づき、計画の基本目標を実現するために、以下の施策体制を構築し、施策の展開を図ります。



# 03

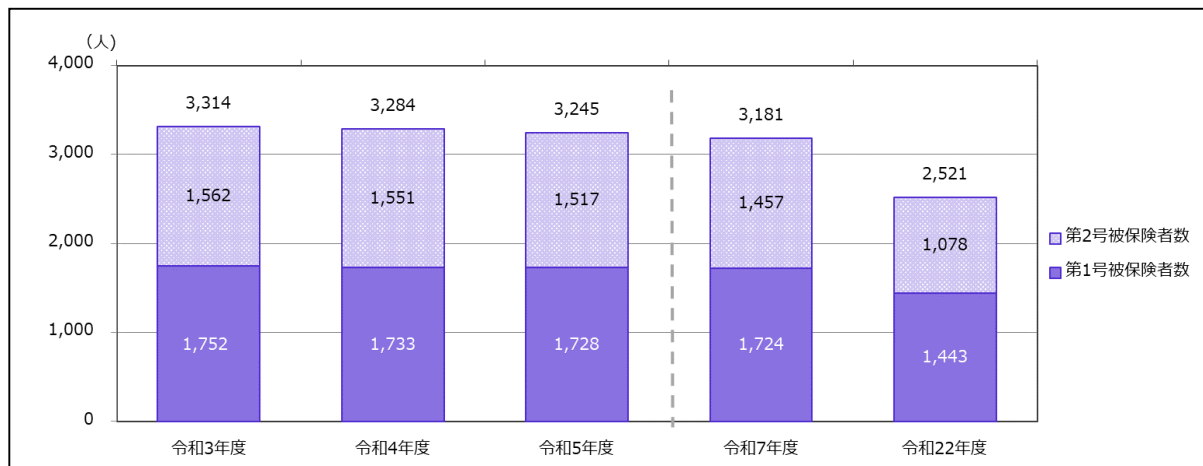
## 介護保険サービスの見込み

### 1 | 被保険者数の推計

令和22年度までの被保険者数の推計は下記のとおりです。

図表 被保険者数の推計

単位：人



資料：地域包括ケア「見える化システム」

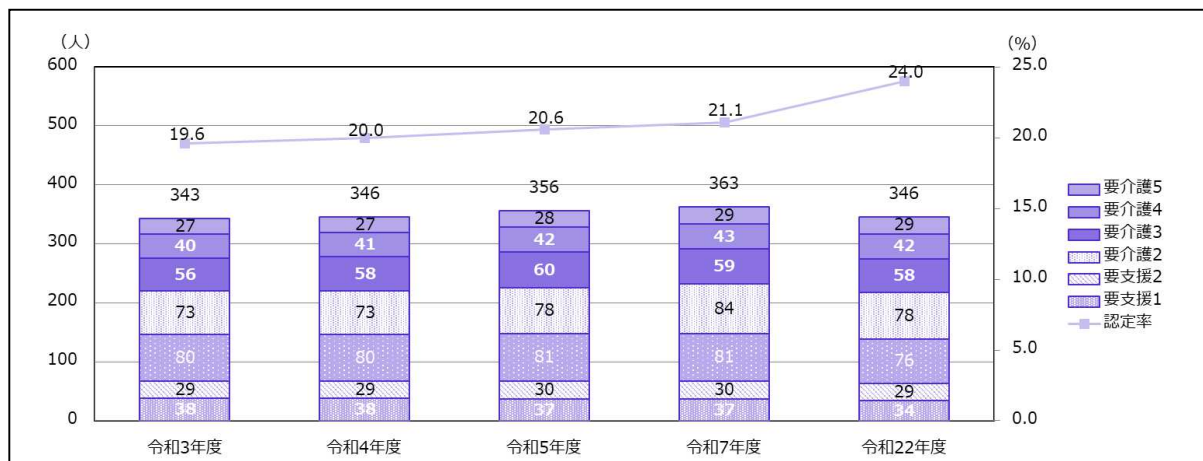
### 2 | 要支援・要介護認定者数の推計

認定者数は、当面、増加傾向で推移することが見込まれますが、令和7年度前後をピークに減少に転じ、令和22年度には346人程度にまで減少することが見込まれます。

一方、認定率（第1号被保険者に対する認定者の割合）は、一貫して上昇傾向で推移し、令和22年度には24.0%まで上昇することが見込まれます。

図表 認定者数の推計

単位：人



資料：地域包括ケア「見える化システム」

### 3 | 第1号被保険者介護保険料所得段階

所得段階	対象者	保険料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が町民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税世帯非課税かつ合計所得金額+課税年金収入額80万円以下	基準額×0.5	2,600円	31,200円
第2段階	○世帯全員が町民税世帯非課税かつ合計所得金額+課税年金収入額80万円超120万円以下	基準額×0.75	3,900円	46,800円
第3段階	○世帯全員が町民税世帯非課税かつ合計所得金額+課税年金収入額120万円超	基準額×0.75	3,900円	46,800円
第4段階	○本人が町民税本人非課税かつ合計所得額+課税年金収入額80万円以下(世帯内に町民税課税者がいる)	基準額×0.9	4,680円	56,100円
第5段階	○本人が町民税本人非課税かつ合計所得額+課税年金収入額80万円超(世帯内に町民税課税者がいる)	基準額	5,200円	62,400円
第6段階	○本人が町民税課税者かつ合計所得金額120万円未満	基準額×1.2	6,240円	74,800円
第7段階	○本人が町民税課税者かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額×1.3	6,760円	81,100円
第8段階	○本人が町民税課税者かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額×1.5	7,800円	93,600円
第9段階	○本人が町民税課税者かつ合計所得金額320万円以上	基準額×1.7	8,840円	106,000円

#### 中富良野町

#### 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行 令和3年3月  
 企画・編集 中富良野町福祉課  
 〒071-0753 北海道空知郡中富良野町南町10番10号  
 TEL 0167-44-2125 FAX 0167-44-4300  
 URL <http://www.town.nakafurano.lg.jp/>